○妊娠中の職員等に係る職務専念義務の免除の特例承認について

平成21年４月２日

道本務第1167号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／あて

この度、人事委員会から、次に掲げる場合は妊娠中の職員等に係る職務に専念する義務を免除し、かつ、給与を減額しないことの特例承認をすることとした旨の通知があったので、北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第２号。以下「処務規程」という。）第33条第１項の表第９号に規定する「人事委員会が特に認める場合」に該当するものとして、適正に運用されたい。

記

１　妊娠中及び出産後の通院

⑴　要件

妊娠中の職員及び出産後１年以内の職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合

⑵　期間

次に掲げる期間の区分に応じ、その都度１日を超えない範囲（医師等の特別な指示があった場合には、その指示された日数）

(ｱ)　妊娠満23週（第６月末）まで　４週間に１日

(ｲ)　妊娠満24週（第７月）から妊娠満35週（第９月末）まで　２週間に１日

(ｳ)　妊娠満36週（第10月）から出産まで　１週間に１日

(ｴ)　出産後１年まで　１日

⑶　運用

ア　「出産」とは、妊娠満12週以後の分べん（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む。）をいう。

イ　健康診査に基づく保健指導が健康診査とは別の日に実施される場合には、医師等の特別な指示があったものとみなすことができる。

２　妊娠中の通勤緩和

⑴　要件

妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関（自家用車を含む。）の混雑によりその母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

⑵　期間

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日合わせて１時間以内

⑶　運用

ア　「通勤に利用する交通機関（自家用車を含む。）の混雑」とは、職員が通常の勤務をする場合の登庁又は退庁の時間において、当該職員が常例として利用する交通機関の混雑（公共交通機関の場合は乗降場及び車内における混雑、自家用車の場合は道路における混雑）をいう。

イ　「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」とは、１時間以内の時間を正規の勤務時間の始めと終わりに分割して使用する場合を含む趣旨である。

３　承認手続

職員は、この通達に基づく職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、あらかじめ所属長に義務免承認願（処務規程別記様式第１号の４）を提出して、その承認を得ること。